（契約締結前交付書面）

# 中期利付国債（2年･5年）の説明書

山梨中央銀行

中期利付国債（2年･5年）の契約締結にあたっては、この書面の記載事項をよくお読みいただいたうえで、お申し込みください。

（平成２３年６月３日現在）

# 中期利付国債（2年･5年）の説明書
（契約締結前交付書面）

中期利付国債（2年･5年）のご契約締結にあたっては、この書面の記載事項をよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○中期利付国債（2年･5年）とは

＊日本国が必要な資金を集めるために発行する債券です。

＊元金と利子の支払いは日本国が行います。

＊お取引の対象は、個人・法人のお客さまを問いません。

**手数料などの諸費用**

- ご購入の際は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- お取引口座の管理に関する手数料はありません。

**投資リスク・損失が生じる要因**

- 中期利付国債（2年･5年）の価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。また、日本国の信用状況の変化やそれらに関する外部評価（格付機関による債券格付等）の変化によっても上下します。
- 中期利付国債（2年･5年）を償還日まで保有した場合は、額面金額を受取ることができますが、満期償還前に売却する場合は、金利の上昇や日本国の信用状況の悪化等による価格の下落により、お受取額がご投資額を下回り、損失が生じることがあります。

**クーリングオフ**

- クーリングオフ（書面による解除）の適用はありませんので、約定が成立した場合は、注文の取消や訂正はできません。

○中期利付国債（2年･5年）の取引に係る金融商品取引契約の概要

＊当行は、中期利付国債（2年･5年）の募集の取扱いおよび当行が自己で直接お取引の相手方となる売買を行います。

＊お取引にあたっては、取引口座の開設が必要です。

＊お取引のご注文は、原則としてあらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券をお預りしたうえで受付けます。

＊ご注文にあたっては、当行所定の申込書により、銘柄、売り買いの別、数量等、注文の執行に必要な事項を明示してください。

＊お取引が成立した場合は、お客さまに取引報告書を郵送いたします。

# 中期利付国債（2年･5年）の取引概要

| | |
|---|---|
| 取引対象 | お取引の対象は、個人・法人のお客さまを問いません。 |
| 発行日 | 中期利付国債（2年）は、原則、毎月１５日、中期利付国債（5年）は、原則、毎月２５日（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に発行されます。 |
| 償還期限 | 日本国が発行する償還期限２年、５年の債券です。 |
| 適用利率 | ・発行時の利率が満期償還まで変わらない「固定金利制」を採用しています。<br>・適用利率は、発行時の実勢金利によって決定されます。<br>・適用利率に上限・下限はありません。 |
| 購入方法 | ・販売期間中は、随時、お申込みが可能です。<br>・購入代金は、お申込日当日にお支払いいただきます。 |
| 購入単位 | 購入単位は、額面金額５万円以上、５万円単位です。 |
| 購入価格 | ・購入価格は、実勢価格に基づいてその都度、決定いたします。<br>・お客さまが、中期利付国債（2年・５年）をご購入になった日から、初回の利払日までの期間が６ヵ月に満たない場合があります。<br>その場合は、お客さまがご購入の際に経過利子として６ヵ月に満たない日数に応じた日割りの利子相当額をお支払いいただきます。<br>※初回の利払日にはお客さまに６ヵ月分の利子が支払われるため、経過利子のお支払いは、お客さまの不利益になるものではありません。 |
| 利払方法 | ・年２回、半年ごとに支払われます。<br>・利子は、利払日にお客さまの指定預金口座に自動入金いたします。<br>・中期利付国債（２年）の利払日は、毎年の発行月および発行月の半年後の応答月の１５日（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）です。<br>・中期利付国債（５年）の利払日は、３月、４月、５月の発行銘柄は、毎年３月・９月の２０日、６月、７月、８月の発行銘柄は、毎年６月、１２月の２０日、９月、１０月、１１月の発行銘柄は、毎年３月、９月の２０日、１２月、１月、２月の発行銘柄は、毎年６月、１２月の２０日（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）です。 |
| 中途換金 | ・随時、お申込みが可能です。<br>＊売却代金＝額面金額×買取単価÷１００円＋経過利息<br>・売却代金は、約定日から起算して４営業日目にお客さまの指定預金口座に入金いたします。 |

| | |
|---|---|
| 償還方法 | ・償還日に額面金額１００円につき１００円をお支払いいたします。<br>・償還金は、お客さまの指定預金口座に自動入金いたします。 |
| 取引制限 | ・販売期間以外は、ご購入のお申込みはできません。<br>・ご売却する銘柄が利払月にあたる場合は、利払日の６営業日前から利払日の前営業日までの期間は、お支払いする利子を確定する期間のため、ご売却はできません。 |
| 課税上の取 扱 い | ・半年ごとに支払われる利子に対して２０％（所得税１５％・住民税５％）の税金が源泉徴収されます。<br>・マル優、特別マル優（非課税貯蓄制度）をご利用になれます。<br>なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合せください。 |
| クーリングオフの適用 | ・クーリングオフ（書面による解除）の適用はありませんので、約定が成立した場合は、注文の取消や訂正はできません。 |
| 認定投資者保護団体の有無 | 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。 |

中期利付国債（２年･５年）は・・・

- 預金商品ではなく、元本の保証はありません。
- 預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 「社債、株式等の振替に関する法律」に基づいて発行される債券ですが、券面は発行されませんので、お客さまに本券をお渡しすることはできません。

○当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

＊有価証券（国債、地方債等）の売買、引受け、募集、売出し、私募の取扱業務

＊投資信託の売買、募集、私募の取扱業務

＊金融商品仲介業務

# 当 行 の 概 要

（平成２３年４月１日現在）

| | |
|---|---|
| 商　　号 | 株式会社 山梨中央銀行 |
| 登録番号 | 登録金融機関　関東財務局長（登金）第４１号 |
| 本店所在地 | 〒400-8601　山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号 |
| 代 表 者 | 代表取締役　芦澤敏久 |
| 加入協会 | 日本証券業協会 |
| 資 本 金 | １５４億円 |
| 主な事業 | 銀行業、登録金融機関業務 |
| 設立年月 | 昭和１６年１２月 |
| 問い合せ先 | 山梨県甲府市丸の内一丁目２０番８号<br>株式会社 山梨中央銀行 営業統括部<br>電話　０５５－２２４－１１５９ |
| 当行の苦情処理措置および紛争解決措置 | 一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用<br><br>一般社団法人全国銀行協会連絡先：全国銀行協会相談室<br>電話　０５７０－０１７１０９　または０３－５２５２－３７７２<br><br>証券・金融商品あっせん相談センター連絡先<br>電話　０１２０－６４－５００５ |